

4月1日から市役所の組織・名称が一部変わりました

社会情勢等に対応した組織となるよう再編を行いました。▶問い合わせ 人事課 ☎73-3002

1. ごみ処理や環境対策など市民に大きく関わる課題を集中的に取り組むべく部署として市民部から環境部を分離創設しました。
2. 三豊市の今後のあるべき姿を確立するために、重要な政策課題に積極的に取り組む体制としました。

■ 環境部 (新設)

課名	主な業務内容	電話番号 ^(変更なし)	場所
環境衛生課	自然環境保全、環境政策、公害防止対策 ごみ・資源収集、斎場、地区衛生組織連合会等	73-3007	本庁舎1階
水処理課	三豊クリアプラザ管理運営、浄化槽、農業集落排水、漁業集落排水	72-5667	三豊クリアプラザ
バイオスタウン推進課	バイオマス(次期ごみ処理施設整備促進、竹資源事業化推進)	73-3028	本庁舎1階

■ 政策部

課名(新) H24. 4. 1から	課名(旧) H24. 3. 31まで	主な業務内容	電話番号	場所
企画財政課	政策課・財政行革課	旧2課を統合	73-3010	本庁舎2階
産業政策課	地域振興課・商工観光課	旧2課を統合	73-3013	
田園都市推進課(新設)	—	現在の政策課題に対応	73-3011	
地域内分権推進課(新設)	—	地域内分権	73-3012	

※地域内分権・・・地域住民で構成する団体に財源と権限を移譲し、地域の活性化および行政コストの削減を図る。

■ その他(業務および執務場所等の変更)

部 課名	主な変更内容	電話番号	場所
総務部 管財課	地域振興課で行っていたコミュニティバス業務を行う	73-3003	本庁舎2階
総務部 施設管理課(新設)	市内の市長部局の公共施設を集中的に管理し 今後の施設のあり方について検討	73-3004	本庁舎西館
市民部 志々島出張所	出張所業務の廃止	—	—
建設経済部 用地課	管財課で行っていた法定外公共物の管理を行う	73-3048	高瀬町農村環境改善センター
建設経済部 商工観光課(廃止)	政策部・産業政策課に統合	—	—
教育委員会事務局 子ども未来推進室(廃止)	教育総務課に統合	62-1110 (教育総務課)	豊中庁舎3階

※業務の内容は、5月号で詳しくお知らせします。

4月から市役所および財田支所の所在地が住居表示(登記簿)と合致するように変更されました。

- 【市役所】 三豊市高瀬町下勝間2373番地 → (変更後) 三豊市高瀬町下勝間2373番地1
 【財田支所】 三豊市財田町財田上2171番地 → (変更後) 三豊市財田町財田上2171番地1

「豊かさ」をみんなで育む市民力都市の実現に向けて

まちづくり推進隊が動き出す



「託問庁舎内に事務所を設置し 4月から活動」

託問町内の自治会長や各種団体の代表者約110人が出席して、まちづくり組織設立総会が3月4日に開催され、市民によるまちづくりを行うための組織として「まちづくり推進隊託問」が設立されました。

「まちづくり推進隊託問」は、託問庁舎1階に専属の事務所を設置し、4月から活動をスタートさせます。主な業務は表のとおりです。

市民によるまちづくりの担い手として設立

まちづくり推進隊は、市民によるまちづくりの担い手として、高瀬町・山本町・三野町・豊中町・仁尾町・財田町に1つずつ設立される市民組織です。（託問町はモデル地区として設立されました）

まちづくり推進隊の活動資金は、

まちづくり推進隊託問の業務

業務名	業務内容
自主事業	まちづくり推進隊託問が決定した独自の事業
交通安全業務	交通キャンペーン、パトロールなどの業務
防犯灯修繕業務	既存防犯灯の管理など
自治会長連合会事務局	自治会長連合会に関する事務 自治会からの要望事項に関する相談業務
地区衛生組織事務局	地区衛生組織の活動に関する事務
イベント事務局	たくま港まつり協賛会、紫雲山さくら祭り協賛会、花と浦島イベント実行委員会などイベントに関する事務
その他の業務	今までに託問支所が行っていた業務のうち、法律などで行政に実施義務のない業務

交付金として三豊市から交付されます。その交付金を用いて、各種イベントや、まちづくり活動を主体的に行います。

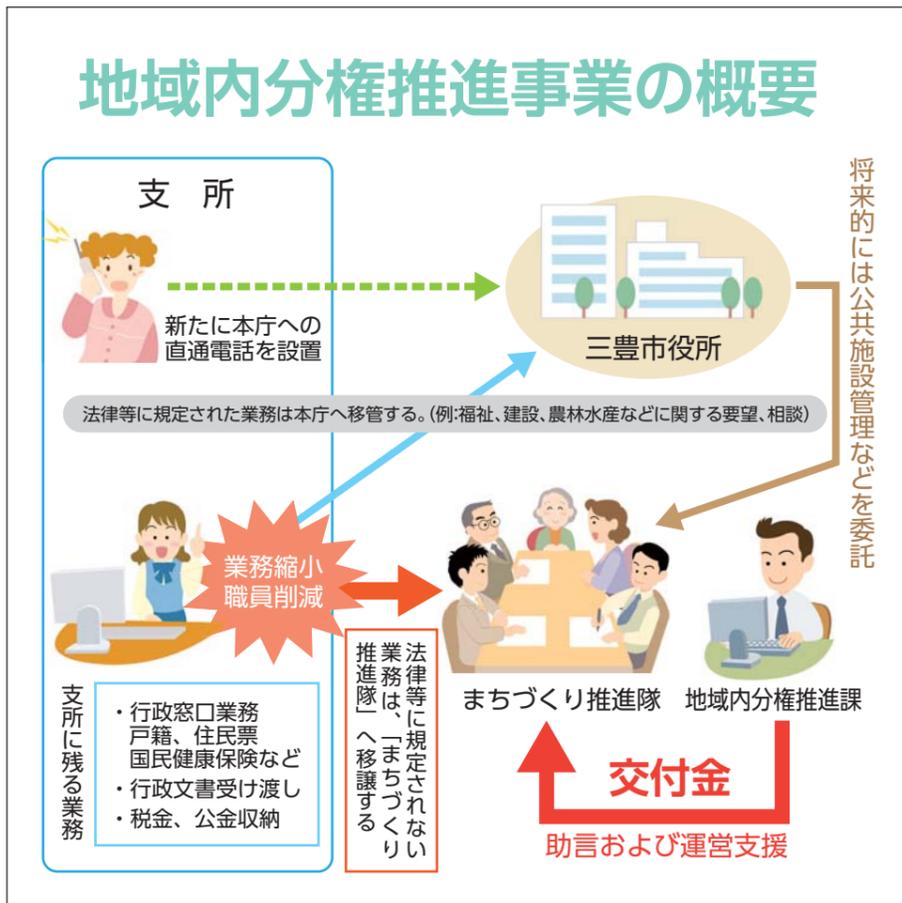
支所業務を見直します

まちづくり推進隊が設立された町の支所（高瀬町は本庁の担当課）は、行政によるまちづくりから市民によるまちづくりへ移行するために、業務を大きく見直します。

旧来の支所業務のうち、戸籍・住民基本台帳・所得証明などの証明書発行業務と税金などの公金収納業務、本庁と市民の皆さんの公文書の受け渡しの3業務は、従来どおり支所が担当します。

これ以外の業務で法律等に関係す

将来的には公共施設管理などを委託



自分たちで創るまち

日本では、行政の仕組みが整う前から、地域や民間で市民によるまちづくりが行われてきました。しかし、明治以降の近代国民国家の形成過程で、徐々に市民によるまちづくりが失われはじめました。更に高度経済成長による税収増加を背景に「公共サービス」イコール「行政によるまちづくり」という考え方が普及したことで、市民によるまちづくりは、活動の場を大きく失うことになりました。

しかしながら、阪神・淡路大震災をきっかけに、災害時の相互の助け合いを目的に、市民によるまちづくりの機運は少しずつ高まってきています。豊かさをみんなで育むまち

の実現には、行政と市民が一緒に考え創っていくことが大切なのではないでしょうか。

新しいまちづくり制度

そこで、市民によるまちづくりと行政によるまちづくりのバランスを保ち、「行政コストを削減しながら、地域コミュニティの活性化を図る」ことを目指して新しいまちづくり制度を創設します。

この制度は、合併直後から続けてきた行政改革を継続して行政のムダを解消しながら、地域のことを最も理解した市民が、主体的にまちづくり活動を行うものです。

すべての世代の皆さんに、まちづくり活動に参加いただけますが、若者に比べて経済的にも時間的にも余裕があるヤングシニアの皆さんには、積極的に活躍いただきたいと考えています。

みんなが幸せになり、みんなが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、今、まちづくり推進隊が動き出します。

▼問い合わせ
地域内分権推進課 ☎73・3012